

各種奨学金について

□ 広島県奨学金制度について

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学上必要な学資金の一部を無利子で貸し付ける制度です。毎年、5月頃に案内を実施しております。

□ あしなが育英基金奨学金について

病気・災害・自死などで保護者が死亡、または障害（1～5級）を負っている家庭の子どもを対象とした「無利子貸与+給付」型の奨学金制度です。毎年、5月頃に案内を実施しております。

□ 交通遺児育英会奨学金について

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒に無利子で貸し付ける奨学金制度です。毎年、5月頃に案内を実施しております。

□ 公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団奨学金について

経済上の理由により大学に進学が困難な事情にある方に、大学在学の期間（大学における正規の最短修業年限まで）、奨学金が支給される制度です。毎年9月頃に案内を実施しております。

□ 日本学生支援機構予約奨学金について

大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の6年生を対象とした予約奨学金制度です。予約採用では、貸与奨学金（第一種・第二種）・給付奨学金を募集しております。毎年、4月末に案内を実施しております。

給付奨学金推薦基準について（次頁に掲載）

<問い合わせ先>

安田女子中学高等学校 事務室

電話番号（082）-221-3304

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

安田女子高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、機構推薦基準に則り、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を学内で選考し、機構に推薦するものとする。

1. 推薦者の選考対象

下記の4項目すべてに合致する者が応募することができる。

【推薦対象となるのは、高等学校卒業後2年以内の者までとし、選考の際に考慮する就学の期間は、高等学校等在学者については1年生から2年生まで（既卒者は3年生まで）を基本とし、実情に応じて、3年生時の状況を選考に加味することができる。】

(1) 人物について

以下に該当すること。

進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について

以下の①、②、③のすべてに該当する。（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること）

- ① 評定平均値が3.5以上である。

（現3年生は、2年学年末までの成績。既卒者は、3年生卒業時の成績）

- ② ア～エのいずれかに該当する。

ア；部活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ；学校行事等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ；生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

エ；ボランティア、地域活動等の課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

- ③ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当する者（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当する）

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと
(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
- ② 生活保護を受給していること
(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③ 以下(注)の施設等に入所していること
(生徒等が18歳時点で入所等していた又はしていることが見込まれること)

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた又はしていることが見込まれる）生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

以上